

令和7年第1回三笠市議会定例会

令和7年3月3日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 6番 島山 幸氏
 - 7番 澤田 益治氏
- 3 会期の決定
 - 令和7年3月 3日 23日間
 - 令和7年3月25日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 令和6年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第2号及び報告第3号について |
| 日程第 6 | 報告第4号 地域振興対策特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 報告第5号及び報告第6号について |
| 日程第 8 | 議案第21号から議案第27号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 9 | 議案第2号から議案第14号までについて |
| 日程第10 | 議案第15号 第9次三笠市総合計画の基本計画の一部修正について |
| 日程第11 | 議案第16号から議案第20号までについて |
| 日程第12 | 議案第28号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について |
| 日程第13 | 議案第29号 市道路線の廃止について |
| 日程第14 | 議案第30号から議案第32号までについて |

○出席議員(10名)

議長	9番	武田悌一氏	副議長	5番	折笠弘忠氏
	1番	青木康博氏		2番	池田真志氏
	3番	須河恵介氏		4番	浅尾三吉氏
	6番	嶋山宰氏		7番	澤田益治氏
	8番	谷内純哉氏		10番	谷津邦夫氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	右田敏氏
総務福祉部長	三好智幸氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿部文靖氏
総務課長兼企画調整課長	萬年剛至氏	企画財政部長	藤井陽一氏
税務財政課長	坂保徳氏	産業政策推進部長	中原保氏
産業政策推進部参事	音羽英明氏	産業政策推進部参事	力弓晃継氏
建設部長	松本裕樹氏	教育長	小田弘幸氏
教育次長	柳谷忍氏	病院事務局長	加藤慎吾氏
消防長	田川善幸氏	監査委員	鈴木信之氏
監査事務局長	後藤議徹氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	砂川了一氏	議会係長	青山初美氏
--------	-------	------	-------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関及び企画調整課から撮影等について申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和7年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、6番畠山議員及び7番澤田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、23日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに、1月28日に三笠市H-UCG事業に関する企業訪問として、現在進めていますNEDO事業の三笠市H-UCGによるブルー水素サプライチェーン構築実証事業の構成団体の一企業であります。大阪府に所在するエア・ウォーター株式会社に訪問してまいりました。

今回の訪問は、未利用エネルギー研究事業への企業版ふるさと納税の寄附のお礼と、三笠市H-UCG実証事業についてエア・ウォーター様から、今後、実用化を見据えた実証の中心的な役割を担っていただけたところから、そのお礼、さらにはこれからの協議を行ってきたところでございます。代表取締役社長の松林様からは、三笠の水素事業について当社としてぜひ三笠市と進めていきたいというお話をいただき、当事業のさらなる推進について双方での認識を確認してまいりました。近々、エア・ウォーター株式会社と三笠市の間で水素事業を含むまちづくりについて包括連携協定を結ぶことを確認し、今後、協定締結に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、1月29日、1月30日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、道内選出国會議員、総務省自治財政局長、官房審議官、財政課長に要望してまいりました。例年同様、道路除排雪の対策、市立病院の経営対策等のほか、当市がまちを維持していくための取組について説明し、要請並びに支援に対する御理解とお願いをしてきたところでございます。

特に、今年度は12月から1月にかけて集中的に雪が降り、平年の年間降雪量を大きく上回ったこと、市内にアメダスが設置されていないことから、近隣市がテレビ等で大きく報道され、三笠市は報道されることは少ないが、地形上、雪が停滞しやすく、周辺に比べ特に雪が多い地形であることを強く訴え、大変厳しい財政状況ではありますが、市民生活を維持するために道路除排雪を進めていかなければならないので、その点に御理解をいただき支援をお願いしたいと要請してまいりました。

市立病院については、経営改善に取り組み、数年前に比べて改善していることを説明し、院長をはじめ、病院スタッフの尽力のたまものであることを伝え、現在、建て替え

に向けて進めており、今後も身の丈に合った病院運営に努めたいとお話しし、特段の支援をお願いしてきたところでございます。

また、三笠高校については、生徒確保に努め、全道各地から受入れを行い、今年も管内で唯一募集定員を確保でき、高校の安定運営に努めていることをお伝えしてまいりました。

加えて、石炭地下ガス化による水素製造の取組についても、現在、設計段階に入っており、令和7年度の秋には本格実証が始まり、順調に進んでいることを伝え、まちの維持、発展に向けて頑張っていることを伝えてきたところでございます。

自治財政局長並びに財政課長からは、三笠市は豪雪地帯で毎年雪が多いことを理解しているが、今年の北海道は雪が少ないと思っていたと。雪の状況については、今後の推移を見て検討していきたい旨の回答をいただいたところでございます。

また、道内選出国會議員にも総務省と同様の説明をさせていただき、国への働きかけをお願いしてまいりました。

なお、今回の特別交付税の要望行動に併せて医師確保に関する要請活動についても、公益社団法人全国自治体病院協議会を訪問し、市立病院の経営対策に努めていることを説明し、医師の紹介をお願いしてきたところでございます。

次に、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、2月1日付で課長職2名の人事発令を行ったところであります。

最後に、報告第3号の市工事についてであります。三笠市H-U-C-Gブルー水素製造装置設置工事ほか6件について、そこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう予定しているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 令和6年度定期監査及び財政援助団体等に対する
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について
（監報第1号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第1号令和6年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第1号令和6年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第2号及び報告第3号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第2号及び報告第3号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第2号及び報告第3号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第4号 地域振興対策特別委員会報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第4号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

谷内委員長、登壇願います。

（地域振興対策特別委員会委員長谷内純哉氏 登壇）

◎地域振興対策特別委員会委員長（谷内純哉氏） 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会で設置されました「地域振興対策特別委員会」におきます経過と結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、「市立三笠総合病院について」の1件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を御報告いたします。

令和7年2月4日に開催しました委員会では、調査案件、市立三笠総合病院について、「三笠市立病院新築基本設計の概要について」を提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第5号及び報告第6号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第5号及び報告第6号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第5号及び報告第6号について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告についてであります。今回の専決処分は、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に改められることから、罰則規定について用語整理のため、改正を行うものであります。

改正の内容は、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

施行期日は、令和7年6月1日であります。

次に、報告第6号三笠市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会を定義する任用条項に移行が生じたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、第15条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改めるものであります。

施行期日は、令和7年6月1日であります。

いずれも「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により、1月31日付で専決処分を行ったものであります。

以上、報告第5号及び報告第6号について一括して報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第5号及び報告第6号について、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号及び報告第6号については、報告済みとします。

◎日程第8 議案第21号から議案第27号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第21号から議案第27号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和7年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和7年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 令和7年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

昨年は、コロナ禍を乗り越え、高水準の賃上げ等により、経済に明るい兆しが見え始めている一方で、賃金上昇が物価上昇に追いつけず、エネルギーや食料品価格の高騰により、国民生活に影響を及ぼす形となりました。

本市としましては、この状況を鑑み、市益・市民益を第一に考え、市民生活の安心・安定に努め、加えて市内経済の振興に向けて、市政運営に取り組んでまいりました。

今後も社会情勢の変化を常に把握し、現状を正しく認識した中で、あらゆる状況に対処できるよう、国や北海道と連携し、各種施策を講じてまいります。

さらに、本市の未来を見据え、進めています4大プロジェクトにつきましては、取組を始めてから17年を迎える「石炭地下ガス化による水素製造」が、令和5年度に経済産業省の外郭団体であります新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から採択を受けた「三笠市H-UCGによるブルー水素サプライチェーン構築実証事業」としては、今年度が最終年度となることから、プラント等を整備し、次のフェーズに向けて実証を行うものであります。

また、「三笠高校」につきましては、高校生が各種コンクールで数々のすばらしい成績を収めるとともに、高校生レストランでの研修を通して、自らの夢に向かって懸命に取り組む姿が、市民に元気を与えています。「三笠ジオパーク」については、国内認定

から12年目を迎え、様々な地域素材を活用した教育観光の実施により、教育旅行を中心に着実に受入れ実績を伸ばしています。加えて、北海道で唯一のイオン三笠農場は、開場当初から三笠メロンを中心に農業経営を行い、伝統作物の継承とともに「農業の活性化」に取り組んでいます。

私は、三笠市の「未来づくり」に向けて、市民の生活を守り、将来に不安のないまちを目指すためには、経済活性と産業創造が必要であり、そのために必要な施策に取り組む必要があると考えています。4大プロジェクトのつぼみが開き始め、明るい花の姿を見せようとしているこの機会に、各事業を的確に実施し、加えて新しい発想を取り入れて展開し、事業価値を高め「第9次三笠市総合計画」後期計画の着実な推進に一層取り組んでまいり所存であります。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていることとなります。

この2つの考え方にに基づき、引き続き市政運営の判断をしてまいりたいと考えています。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、自らの夢に挑戦し、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう、「三笠市教育大綱」に基づき、着実な学力の向上はもとより、文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

その中でも特に、三笠高校については、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、常に全国上位の輝かしい成績を収め、市民にたくさんの明るい話題や感動を与えています。

今後も、授業や高校生レストランでの研修を通じ、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、三笠高校の魅力づくりや発信のさらなる取組により、生徒確保に努め三笠高校の安定した運営を続けてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

農業については、日本型直接支払交付金事業や、ビニールハウス内の環境モニタリングシステムの活用を通じた新規就農者、農業担い手の確保・育成のほか、三笠メロンなど地元農産物のPRを農業団体等と連携して行うなど、生産性・収益性を高める取組を進めてまいります。

また、ワインのまちとしてのにぎわいを創出するためワインフェスタを開催し、地元のブドウを中心とした魅力の向上を図るとともに、交流人口の増加と地域経済の活性化

も目指し、「ぶどうの里づくり」の検討を進めてまいります。

経済・産業活性の取組については、引き続き産業界と議論を行うとともに、商工業については、食のまちづくり基本条例に基づき、「食」を通じた地域の活性化を目的とした商工業活性化事業食産業等応援事業とともに、商工業等元気支援補助事業などにより、商工業者が新たに取り組む事業や起業者に対する支援を引き続き実施するほか、関係団体と協議し、事業の継続及び雇用の維持を図るための対策を講じ、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、中心市街地再整備については、将来的に必要な消費生活の確保や交通の利便性の向上と観光情報の発信などにつながる効果的・効率的な施設のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社などと連携するほか、道内で進められている次世代半導体工場の本格稼働の開始を見据え、関連する企業へのアプローチを図り、工業団地などの販売促進に努めてまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資施策を継続してまいります。さらに、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取組や求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光や食に対する取組については、商工業者・三笠ジオパーク推進協議会・三笠高校などと連携した商品の開発に取り組むほか、一般社団法人北海道三笠観光協会において、観光客などに対する三笠ならではの魅力発信などを実施し、観光地域づくり法人（DMO）への登録に向けて取り組んでまいります。

また、農業者や商工業者などによる産業活力創造施設の利活用を促進し、地域産品などの販路拡大による地域活性化に努めてまいります。

観光施設等については、指定管理者と連携した施設管理を行い、利用者の安全対策を実施するとともに、さらなる施設の利用促進を図るため、一体的な集客力の向上に取り組んでまいります。

各種イベントについては、一般社団法人北海道三笠観光協会などとの連携により引き続き実施し、誘客に努めてまいります。

三笠ジオパークについては、今年度3回目の再認定審査を迎えることから、地域の歴史や風土を活用した教育観光の実践、学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行の誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーのほか、日本遺産である炭鉱関連施設などの保全・活用などこれまでの成果を踏まえ、再認定に向けた取組を進めてまいります。

さらに、高校生レストランを拠点として、市民・事業者・関係団体・市が協働し、本市の特色や地域資源である農業、ジオパークを活用した食と観光などによるまちづくりを推進してまいります。

石炭地下ガス化については、現段階でのNEDOの助成事業の最終年度としてプラントを完成させた後、水素製造に係る一連の実証試験を行います。

また、事業化に向けたさらなる実証につなげるため、鉱業権の取得や令和8年度以降の実証に向けた調査を進めるとともに、二酸化炭素の埋め戻しについても、引き続き研究を進めてまいります。

これら事業全体によるカーボンニュートラルな水素製造の事業化に向けて、産学官の連携による技術開発と新たな産業の構築に取り組んでまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、地域公共交通計画の基本方針に基づき、住民の足である路線バスなどの運行維持に向けた施策に取り組むとともに、乗合タクシーなど次なる公共交通のあり方を研究し、安全・安心で持続可能な交通体系の構築を進めてまいります。

冬の環境については、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪及びぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、引き続き廃棄物の減量化に取り組むとともに、みどりが丘環境センターの経年劣化した設備の修繕を進めてまいります。

墓地については、墓地の適切な管理を行うため、管理者不明墓石の解体撤去を行うとともに、墓参者に快適な環境を提供するため、必要な整備を図ってまいります。

市営住宅については、既存の市営住宅の改修や除却を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する老朽市営住宅の計画的な集約化を図ってまいります。

また、岡山地区の道営住宅の整備について、3期工事の早期着手に向けて、引き続き北海道へ強く要請してまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業及び住宅建設等費用助成事業を引き続き実施し、安全・安心で住みやすい住宅環境の提供を推進してまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、安全な水の安定供給を図るとともに、効率的な業務執行に努め、健全運営に取り組んでまいります。

下水道については、浸水対策として雨水管整備を行うほか、浄化センターの機器更新及び耐震対策を進めるとともに、処理区域内の一層の水洗化を推進し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの完成により、残る三笠ぼんべつダムの早期完成について、引き続き関係機関に要請してまいります。また、幾春別川流域において関係機関と連携し、安全・安心でにぎわい豊かな川のある暮らしを実現することを目的に、「かわまちづくり計画」を策定してまいります。

森林資源の保護、環境整備については、市有林の環境整備を計画的に実施するほか、森林環境整備等基金を活用し林道の整備などを推進してまいります。

有害鳥獣対策については、エゾシカ、アライグマによる農業被害の低減に向けて捕獲強化を進めてまいります。

道路については、計画的な維持、整備を進め、橋梁・公園については、計画的で経済的な維持管理に努めるとともに、河川については、計画的に改修、しゅんせつすることにより、水害に強いまちづくりを推進してまいります。また、国道・道道関係の整備などについては、引き続き国・北海道へ要望してまいります。

情報通信・情報技術については、「移動市役所」を活用し、各種証明書交付などの行政手続やオンラインによる行政・健康相談を行い、市民の利便性の向上に努めるほか、今後も業務の効率化を目指し、デジタル技術の活用について検討を進め、住民サービスがさらに向上されるよう取り組んでまいります。また、マイナンバーカードの普及については、引き続き交付の促進並びに広報活動に努めてまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、自立助長に努めてまいります。また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない方に対する第2のセーフティーネットとして、広域連携による相談支援などに取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、国の幼児教育・保育の無償化に加え、移住及び定住促進につなげるため、本市独自の保育所使用料・副食費助成、認定こども園幼稚部副食費助成及び子どもの医療費助成事業については、制度内容を見直し、完全無償化とし、その他各種事業を引き続き実施し、子育てしやすい環境の充実を推進してまいります。

さらに、ひとり親家庭への支援として、経済的自立及び生活の安定のため資格取得などを支援する、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業に加え、シングルマザーに対し、引っ越し費用や一定の生活支援を図ってまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、各医療機関と介護事業者が連携して必要な医療と介護を包括的に提供できる環境を維持する必要があります。

そのため、市立病院においては、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、基本構想等に基づいた考え方による建て替えに向けて、実施設計に取り組んでまいります。

国民健康保険については、国保事業の健全な運営に努め、保険料の統一化に向け保険料改定に取り組むとともに、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施し、病気の早期発見や医療費の抑制に努めてまいります。

特定健診については、引き続き受診料を無償化し、受診率の向上を図り、早期発見、

早期治療を目指すとともに、健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室の実施や、口と周囲の筋力強化による口腔機能向上や脳の活性化に取り組み、健康寿命の延伸などに努めてまいります。また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用の助成など、引き続き実施してまいります。

さらに、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の通院に係る交通費の一部助成や、産後ケア事業などの各種事業を引き続き実施してまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、町内会の維持に向けて連合町内会及び社会福祉協議会と連携を図るとともに、コミュニティサポート事業などにより、集いの場の活性化を図ってまいります。

市民の食と健康については、食育を通じて、食が全ての健康づくりの基礎であることの浸透を図るため、高齢者に対して食と運動を併せて提供する食と健康推進事業や、栄養バランスと運動による生活・体質改善に向けた暮らしの料理教室事業などを引き続き実施するとともに、幼少期から食の大切さや作る楽しさ、食べる楽しさを学び伝えるため、小学生を対象とした子どもクッキングクラブ事業も引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、「第9期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、高齢者の移動支援や外出機会の促進を図り、健康増進に努めていただくため、高齢者外出支援助成事業などを引き続き実施するとともに、高齢者の安全な移動手段を支援するため、安全運転支援装置搭載車両の助成についても引き続き実施してまいります。

介護保険については、「第9期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第5期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスを引き続き実施するとともに、「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」に基づき、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、関係機関や各団体と連携を密にしながら、啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

また、防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化等の支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携を図り、啓発活動や相談体制の確保に努めてまいります。

空き家対策については、管理不全な空き家等に対し、引き続き所有者などに適切な管

理指導を行うとともに、法律等に基づき特定空家等に認定し、対策を図ってまいります。

生活の安全を脅かすヒグマ出没時の対策については、関係機関・団体と連携を密にし、安全確保を第一に対応するとともに、駆除に従事する人材の育成・確保を進めてまいります。

消防行政については、安全・安心なまちづくりのため、救命率の向上を目指した応急手当講習会を継続して開催するほか、市立病院の医療従事者と救急隊の連携を図り、救急活動の質の向上に努めてまいります。

また、消防救急活動における確実な通信体制を確保するため、消防救急デジタル無線の更新を行い、通信環境の機能強化を図ってまいります。

火災予防対策については、高齢者を中心とした住宅防火対策に重点を置いた防火指導を実施し、住宅火災を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理の周知を図ってまいります。

防災については、地域防災力の強化、向上に向けて、引き続き町内会に対し自主防災組織の結成を働きかけるとともに、自然災害に対応するため、防災講習会を実施してまいります。また、避難所における生活環境の充実に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

歴史・芸術・文化については、三笠市教育大綱に基づき、芸術・文化活動を引き続き推進していくとともに、長い歴史と風土の中で継承され、育まれてきた北海盆唄や北海盆おどりについて、今後も引き続き歴史的な文化遺産として継承・発展を図るとともに、今春放送予定のHBCドラマ「三笠のキングと、あと数人」の放送後の効果が見いだせる取組の検討を進めてまいります。

また、サケやヤマメの稚魚の放流を通じて、市民へ自然環境の保全や命の大切さに接する機会を創出するとともに、河川生物の資源保護に関する調査を引き続き実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどを活用し、本市の認知度の向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、若者移住定住促進家賃助成事業をはじめとした各種移住定住施策を引き続き実施し、移住及び定住促進につなげてまいります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促進し、地域住民と連携した環境美化などを目指すとともに、多くの審議会などのほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めることに加え、デジタル技術を活用して市民が市政に参画できるシステムづくりを引き続き進めてまいります。

行政運営については、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応できる効率的で、機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き

続き積極的な行政改革や働き方改革に取り組んでまいります。

また、公共施設等については、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、照明設備のLED化やトイレの改修等を行うほか、令和7年度で計画期間が満了する三笠市公共施設等総合管理計画についても更新を進め、公共施設の修繕等の取組を進めるとともに、市庁舎等の機能維持及び集約化等を含めた整備について検討を行ってまいります。

また、公金収納における市民の利便性と収納率の向上を図るため、コンビニ収納等の導入に取り組んでまいります。

財政運営については、国の経済対策や地方創生施策、今後の地方財政計画を注視しつつ、過去に例を見ないほどの物価の高騰や人件費が上昇していることから、業務全般において一層の創意工夫に努めるとともに、引き続き企業版ふるさと納税のPRなどを推進するほか、ふるさと納税については、安定した収入源となるよう、返礼品の確保、充実に努めてまいります。

また、総合計画に登載されている事業に加え、市立三笠総合病院の建て替えや新たなまちづくりのための費用確保については、今後は多額の地方債を活用しなければならないと考えていることから、国の制度の動向に合わせ適切な時期に柔軟に事業が執行できるよう、的確な財政推計の下、地方債の繰上償還を計画的に行い、できる限り実質公債費比率を抑制した健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、時代の風に映えるまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、自らの夢に挑戦し、そして本市に回帰してくる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう「第9次三笠市総合計画」を着実に推進し、これからも明るい未来に向け全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和7年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長小田弘幸氏 登壇）

◎教育長（小田弘幸氏） 令和7年第1回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

国では、教育・スポーツ・文化芸術は「人」を育て、「人」の夢や希望を育む営みとして極めて重要であり、誰もが未来に向かって夢や希望を持ち、それを実現できる社会

を目指して文部科学行政を着実に進めていきたいという考え方を示しています。

北海道においては、「自立」と「共生」の基本理念の下、子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進、学びの機会を保障し質を高める環境の確立、地域と歩む持続可能な教育の実現の3つの柱を教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育む学校教育の推進と、市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただけるよう、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、生涯にわたって学び続けることのできる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼保連携型認定こども園においては、生活や遊びといった直接的、具体的な体験を通して人間形成の基礎を培うとともに、市内の園児が安全・安心に通園できるよう努めていくほか、移住・定住を促進するための子育て施策の一環として、認定こども園幼稚部副食費無償化事業を実施してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが将来にわたり、自らの力で自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上未来塾推進事業を引き続き実施するとともに、小中一貫コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めるほか、GIGAスクール構想に基づき、ICT活用を推進するため、1人1台端末の更新を行うとともに、授業支援ソフトやデジタルドリル等の活用により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に図り、一人一人の子供を主語にする学校教育の実現を目指してまいります。

さらに、引き続き学習基盤となる言語能力・情報活用力を育成するため、読解力を支える語彙力を強化する取組を教育研究所と連携して推進するとともに、子供たちの生きる力を育むため、自らの命は自ら守るという防災教育の推進や英語への興味・関心を高め、今後必要となる実践的コミュニケーション能力を身につけるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を開催するほか、小中9年間を通した食育に関する計画に基づき、次代を担う子供たちの食育授業の充実に図りながら、給食センターにおいて安全・安心な給食提供を行ってまいります。

また、小・中学生の給食費無償化を引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりの推進や、吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、子供たちへの指導により、演奏技術の向上や協働しながら音楽表現を生み出すすばらしさを学ぶ環境づくりに取り組むほか、学校部活動の地域移行については、各種課題を整理し、地域の実情を踏まえながら進めていくとともに、学校における働き方改革を継続して推進し

てまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活にきめ細かな指導を展開するとともに、学習上の困難な状況に対して支援員を配置するほか、各学校の実態に見合った必要な学習の支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、スクールカウンセラーと連携を図りながら、児童・生徒が発する小さなサインを見逃さないようこれまでの取組を継続するほか、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現、さらに学力向上を図るための研究活動を進めてまいります。

三笠高等学校については、「笑顔を生み出す人の育成」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を活かした教育活動を展開し、多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

また、授業や高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことにより、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、三笠高等学校の魅力づくりの発信のさらなる取組により、安定した生徒確保に努めていくほか、引き続き高等学校寄宿舎生徒支援事業として、親元を離れ寄宿舎で生活している生徒の生活支援を実施してまいります。

キッチンスタジアムにおいては、各種料理教室、高校を対象とした菓子や調理コンクールを開催し、食育や交流人口の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育てる環境づくりの推進や学びの成果を活かす機会の提供など、楽しく学び合い、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めるとともに、三世代交流事業等を通じて交流を図り、子ども会活動を推進してまいります。

成人教育については、二十歳の節目にふさわしい一生に一度の思い出に残るような式典を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、文化芸術振興促進施設シエルにおいては、様々な企画展を開催するなど市民が広く文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、隣接する高校生レストランの集客力を活かしながら、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義

などをPRしながら、後世に継承していくための取組を実施してまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き、小中学校へ定期的に図書の貸出しを行い、子供たちの読書習慣の定着を促進していくほか、市民から図書のリクエストに応えるなど、利用しやすい魅力ある図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組むとともに、パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者による効率的な運営を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、特別展として、北海道のアンモナイト研究の歴史と、それに対して三笠を中心としたアマチュア化石愛好家たちが果たしてきた貢献について光を当てる展示会を開催いたします。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などと連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、本市の将来を担う子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが重要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会との連携をこれまでどおり緊密にした中で、本市の教育の質の向上と発展、そして安全・安心で安定した教育行政の推進を図るため、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいります所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第21号から議案第27号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第21号から議案第27号まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和7年度地方財政対策において、社会保障関係費、人件費の増加等が見込まれる中、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービス

を安定的に提供できるよう、一般財源の総額については、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされました。

しかしながら、本市の財政は地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であることから、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現に向け、健全な財政運営を意識し、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、第9次総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第21号令和7年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、第9次総合計画に基づき、地域特性を生かした経済・産業活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安全で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、厳選した予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、車両の購入費などについて計上するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により計上するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は131億4,487万3,000円となり、前年度の当初予算と比較しまして6億9,465万5,000円、率にして5.6%の増となるものであります。

次に、議案第22号令和7年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び共通経費負担分を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分等の費用を計上するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,373万1,000円となり、前年度予算と比較しまして465万8,000円、率にして2.3%の減となるものであります。

次に、議案第23号令和7年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政運営が健全に運営されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

保険料については、令和12年度の北海道保険料率の統一に向け、保険料率の設定を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、予算計上しております。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額に基づき計上しているほか、保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、特定保健指導、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費、食と健康推進事業に要する経費を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、統一保険料率に向け、所得割0.98%、均等割6,100円、平等割5,400円の引上げを行い、限度額については、国の基準額引上げに伴い3万円を引き上げ、109万円にするものであります。

また、道支出金は、保険給付費実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を計上するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は10億4,451万4,000円となり、前年度の当初予算額と比較しまして5,571万6,000円、率にして5.1%の減となるものであります。

次に、議案第24号令和7年度三笠市介護保険特別会計予算であります。第9期介護保険事業計画を基本に、令和6年度の決算見込額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、令和6年度の決算見込額及び第9期介護保険事業計画を基に計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取崩しによる歳入金を考慮し、予算計上するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて計上するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は14億2,204万円となり、前年度当初予算と比較しまして5,642万円、率にして4.1%の増となるものであります。

次に、議案第25号令和7年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適正な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入については、実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額4億98万5,000円を計上するものであります。

また、収益的支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額4億3,349万8,000円を計上するものであります。

次に、資本的支出については、老朽度及び緊急度により配水管の改良のほか、引き続きメーター器の取替えを行い、総額3億3,024万9,000円を計上するものであります。

一方、資本的収入については、企業債など総額1億6,800万円を計上するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は7億6,374万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして9,539万4,000円、率にして14.3%の増となるものであります。

次に、議案第26号令和7年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入については、実績に基づく推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億3,994万3,000円を計上するものであります。

また、収益的支出では、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億3,199万2,000円を計上するものであります。

次に、資本的支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用した三笠浄化センター更新工事費、三笠浄化センターほか耐震診断業務委託費及び浸水対策に伴う雨水管の整備工事であり、企業債償還金等を含む4億9,787万8,000円を計上するものであります。

一方、資本的収入については、企業債など総額2億7,860万円を計上するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は10億2,987万円となり、前年度予算額と比較しまして1億882万9,000円、率にして11.8%の増となるものであります。

最後に、議案第27号令和7年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、新病院建設に向けて実施設計等について取り組むものであります。

まず、収益的収入については、1日平均入院患者数を65.0人、1日平均外来患者数を148.0人と設定して入院、外来収益などを見込み、総額17億3,386万5,000円を計上するものであります。

一方、収益的支出については、必要経費として総額21億1,347万1,000円を計上するものであります。

次に、資本的支出については、医療サービスの充実や老朽化への対応を図るため、医療用機械器具等5品目の購入のほか、新病院実施設計事業費、修学資金貸付金など、総額2億9,350万9,000円を計上するものであります。

一方、資本的収入については、企業債など、総額2億6,807万2,000円を計上するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は24億698万円となり、前年度予算と比較しまして2億2,363万9,000円、率にして10.2%の増となるものであります。

以上、議案第21号から議案第27号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第21号から議案第27号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第21号から議案第27号までについての質疑は、3月17日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第2号から議案第14号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第2号から議案第14号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第2号から議案第14号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第2号三笠市職員勤務時間、休暇等条例及び三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立

支援の拡充に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、超過勤務の免除を請求できる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するほか、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を規定するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第3号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、経済社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことを踏まえて、本市の旅費制度の見直しを行い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、宿泊料について定額支給方式から上限付実費支給方式に変更するほか、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる経費として、宿泊手当を新設するほか、関連条例の改正を併せて行うものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、建築基準法第6条第1項の審査範囲の見直しに伴う手数料改正及び建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に伴う適合判定義務化審査の手数を新設するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員配置及び人員に関し柔軟な職員配置が可能とされたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、地域包括支援センターにおける保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の常勤職員数について、常勤換算方法によることを可能とするよう定めるものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、特定地域型保育事業に係る連携施設の確保が著しく困難な場合の措置を緩和するとともに、連携施設の確保に係る経過措置期間を15年とするものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等の配置要件について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、家庭的保育事業者等の栄養士の配置要件について、管理栄養士を追加するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市乳幼児等医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、子供の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的とし、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市乳幼児等医療費条例を三笠市子ども医療費条例に改め、18歳までの子どもの医療費の自己負担を完全無償化するものであります。

施行期日は、令和7年8月1日であります。

次に、議案第9号三笠市予防接種費条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、予防接種法の改正を踏まえて、予防接種対象疾病の追加及び予防接種費用の変動等に柔軟に対応できるよう、関係規定を整備するため、改正を行うものであります。

改正の内容は、予防接種費の負担対象となる疾病の文言整理を行うほか、実費対象者等について、施行規則を定める規定を追加するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正を踏まえて、国民健康保険料の賦課限度額等を改めるとともに、北海道国民健康保険運営方針に基づく保険料の改定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、保険者間の公平を図るため賦課限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の算定方法を変更するものであります。

あわせて、国民健康保険料については、北海道国民健康保険運営方針に基づく保険料率の全道統一に向け、所得割を11.71%、均等割を3万5,400円、平等割を3万5,300円に改正するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市立三笠総合病院の病床数について、現在稼働している病床数を整理するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、病床数について「一般病床91床」から「一般病床45床」に改めるとともに、「精神病床65床」を削除するものであります。

施行期日は、令和7年3月31日であります。

次に、議案第12号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、固定資産税の軽減を受けられる事業者の要件について規定するほか、本条例の適用期限を三笠市過疎地域持続的発展市町村計画が適用される期間に合わせるものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

次に、議案第13号三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく北海道GX地域未来投資促進計画が、北海道内のほぼ全域を計画区域として策定されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、固定資産税の軽減措置を受けられる事業者の要件について新たに規定するほか、用語の規定及び引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

最後に、議案第14号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営住宅等の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地ほか18棟の除却に伴う規定の整理を行うほか、栄町集会所の除却に伴い、規定の削除を行うものであります。

施行期日は、令和7年4月1日であります。

以上、議案第2号から議案第14号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第2号から議案第14号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第15号 第9次三笠市総合計画の基本計画の一部修正について

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第15号第9次三笠市総合計画の基本計画の一部修正についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第15号第9次三笠市総合計画の基本計画の一部修正について提案説明申し上げます。

本計画は、後期実施計画に向けて見直しを行い、新たな事業等を掲載するため所要の変更を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第15号第9次三笠市総合計画の基本計画の一部修正についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第16号から議案第20号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の11 議案第16号から議案第20号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第16号から議案第20号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第16号令和6年度三笠市一般会計補正予算(第9回)についてですが、今回の補正は、既定予算額130億1,790万1,000円に8億8,867万円を追加し、予算の総額を139億657万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。三笠工業団地用地取得費の債務負担行為の設定のほか、市立病院の資金不足に対する補助金など、総務費から職員費まで6款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、地方交付税の追加や各種事業の予算整理を行い、一般財源については財政調整基金繰入金を計上するものであります。

次に、議案第17号令和6年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第4回)についてですが、今回の補正は、既定予算額14億4,654万円から20万1,000円を減額し、予算の総額を14億4,633万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費及び地域支援事業費について給与費等の予算整理を

行うほか、保険給付費の各サービス費の所要見込額の整理、地域支援事業費の減に伴う介護保険料の余剰金2万6,000円を基金積立金に増額計上するものであります。

一方、歳入については、総務費及び地域支援事業費の特定財源として、国・道支出金などの措置を行うほか、給与費などの予算整理を行うものであります。

次に、議案第18号令和6年度三笠市水道事業会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入については、退職給付引当金戻入を減額し、収入総額を3億9,659万円とするものであります。

次に、収益的支出については、共済費負担率改正等に伴う人件費や配水及び給水等を減額し、支出総額を3億9,012万8,000円とするものであります。

一方、資本的収入については、企業債を減額し、収入総額を1億5,520万円とするものであります。

資本的支出については、建設改良費を減額し、支出総額を2億7,444万5,000円とするものであります。

次に、議案第19号令和6年度三笠市下水道事業会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入については、他会計補助金を減額し、収入総額を5億7,130万3,000円とするものであります。

次に、収益的支出については、共済費負担率改正等に伴う人件費を減額し、支出総額を5億6,397万5,000円とするものであります。

一方、資本的収入については、企業債及び国庫補助金を減額し、収入総額を1億2,754万円とするものであります。

資本的支出については、築造工事費を減額し、支出総額を3億4,652万円とするものであります。

最後に、議案第20号令和6年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、事業費及び経常費の予算整理を行うものであります。

まず、収益的収入については医業収益で患者数及び診療単価の減少による影響分などを減額し、医業外収益では実績を整理したことにより、460万8,000円を増額するとともに、特別利益において資金不足対策一般会計補助金など1億9,300万円を増額し、収入総額を17億7,895万6,000円とするものであります。

一方、収益的支出については、医業費用において給与費、材料費、経費等を整理し、1億68万3,000円を減額することにより、支出総額を20億8,595万7,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、医療機器等の購入費等を整理し、支出総額を1億1,290万9,000円とするものであります。

以上、議案第16号から議案第20号まで一括して提案説明といたしますので、御審

議くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第16号から議案第20号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第28号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第28号定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第28号定住自立圏の形成に関する協定の締結について提案説明申し上げます。

今回の協定は、南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町村が役割分担を行い、行政事務の効率化や住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで、将来にわたり誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて岩見沢市との間に定住自立圏形成協定を締結するため、三笠市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第28号定住自立圏の形成に関する協定の締結についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第29号 市道路線の廃止について

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第29号市道路線の廃止についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第29号市道路線の廃止について提案説明申し上げます。

今回の柏町中央5号線及び柏町中央6号線の廃止につきましては、市道沿線の市営住宅を全て除却したことから、一般交通の用に供していない路線となったため、廃止するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第29号市道路線の廃止についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第30号から議案第32号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の14 議案第30号から議案第32号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第30号から議案第32号までの三笠市公平委員会委員の選任について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員の任期満了に伴い、後任者として引き続き安達壽氏、安藤雄一氏及び小林信子氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市公平委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

最初に、議案30号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第31号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。
最後に、議案第32号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第32号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第15 議案第33号から議案第35号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の15 議案第33号から議案第35号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第33号から議案第35号までの三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、後任者として引き続き大西省吾氏、中村剛氏、三上瑞人氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。
続いて、お諮りします。

最初に、議案第33号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第33号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第34号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第34号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

最後に、議案35号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第35号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月4日から3月16日までの13日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

3月4日から3月16日までの13日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員